

設立趣意書

少子高齢社会の到来を予測し、ACT は 1992 年の設立以来、地域のたすけあいワーカーズと共に「たすけ・たすけられる社会の実現」を理念として、高齢者及び障がい者、そして子育てをする人々が、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し活動を続けてきました。

1997 年介護保険法が成立し、2000 年 4 月に制度が施行されました。これまでのたすけあいワーカーズの活動を踏まえ、介護保険制度に参画すべきかの集中討議を経て制度に参入することを決定しました。「自立と自己決定の尊重」を理念として、「社会が連帯して介護問題を解決する」ことが謳われていることを確信したからです。

この制度の重要なキーパーソンとなる新しい職種が介護支援専門員として誕生し、この資格を取得した 11 人のたすけあいワーカーズメンバーが、ACT の介護保険事業として、2000 年 4 月 ACT 居宅介護支援事業をスタートさせました。その後 13 年余りで独立型の居宅介護支援事業所を地域に広げ、45 人の介護支援専門員が所属するまでに成長してきました。

2011 年度 ACT 第 3 次中長期計画答申の中で、居宅介護支援事業が地域の市民事業として発展することを目的に、ACT からの別法人化が提案され、この間 2 年余りの討議を経て、2014 年 10 月に独立することを決定しました。ACT の理念を継承し次世代へと広げていけるように、中立性をもった独立型の居宅介護支援事業を継続し、8 事業所が連帯する新たな特定非営利活動法人を設立します。組織体の運営方法は、一人ひとりが経営者であり働く人でもある、民主的な運営を原則とするワーカーズ・コレクティブとします。働く一人ひとりが大切にされ、人と人、そして事業所間のたすけあいが今後も継続できるような組織体を創ります。

「団塊世代」の高齢者人口がピークとなる 2025 年に向けて、「地域圏域」を基盤にした地域包括ケアシステムが着実に実行されてきます。地域包括支援センターを中核として介護・医療・地域の多様な社会資源が連携をすることをめざし、さらに地域密着の居宅介護支援事業へと移行することが期待されています。市民から信頼を得られる介護支援専門員として、利用者と家族の代弁者であることを常に意識し、ケアマネジメントの力量をつけ、保健、福祉、医療との連携を図り、「自立支援と尊厳の保持」を目的とした居宅介護支援事業を今後も継続していきます。

居宅介護支援事業を通して、地域のニーズや課題を把握し、介護者家族の会や認知症の人にやさしいまちづくりの活動等を進めていきます。また、介護保険制度等への政策提言については ACT とたすけあいワーカーズと連携し積極的に運動を進めていきます。独立後も、ACT とたすけあいワーカーズと相互の力を高め合い、市民が自治する「地域包括ケアシステム」を創造することを目指します。